

5. 参考

○配置販売業取扱い品目の一括指定及び「富山県配置販売業事務取扱要領」の 制定について（通知）

（平成 15 年 3 月 25 日く政第 470 号 富山県厚生部長）

このことについて、昭和 36 年 2 月 1 日付け厚生労働省告示第 16 号「配置販売品目指定基準」に基づき、品目を個別に審査してきたところですが、今般、配置販売業者の申請手続きの簡素化及び効率化を図るため、富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳に収載されている品目については、平成 15 年 4 月 1 日から下記のとおり一括指定することとしましたので、お知らせします。

また、新たに「富山県配置販売業事務取扱要領」を制定しましたので、併せてお知らせします。

記

1 一括指定を受ける際の申請手続き

(1) 新規に配置販売業の許可を受けようとする場合

配置販売業許可申請書の「取り扱おうとする品目」欄に「〇〇県配置家庭薬品目収載台帳のとおり」と記載すること

(2) 既に配置販売業の許可を受けている場合

① 許可更新の際に一括指定を受けようとする場合

配置販売業許可更新申請書と配置販売業取扱い品目変更申請書を提出することにより、一括指定へ切り替えるものとする。配置販売業取扱い品目変更申請書の「取り扱おうとする品目」欄に「〇〇県配置家庭薬品目収載台帳のとおり」と記載し、併せて「備考」欄に「現在指定を受けている品目については、すべて廃止します。」と記載すること。

② 許可更新より前の一括指定を受けようとする場合

配置販売業取扱い品目変更申請書を提出することにより、一括指定へ切り替えるものとする。配置販売業取扱い品目変更申請書の「取り扱おうとする品目」欄に「〇〇県配置家庭薬品目収載台帳のとおり」と記載し、併せて、「備考」欄に「現在指定を受けている品目については、すべて廃止します。」と記載すること。

2 一括指定の範囲

富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳に収載されている品目とする。ただし、次の品目は除く。

- (1) 昭和 36 年 2 月 1 日付け厚生労働省告示第 16 号「配置販売品目指定基準」の別表に掲げる以外の有効成分を含有する品目及び同表に掲げる以外の効能又は適應症が表示されている品目
 - (2) 分割用法のある品目のうち、内服液剤及び分割用法が容易に行い得ない丸剤
- 3 一括指定を受けた配置販売業者の取扱い
- (1) 取扱い品目の一括指定を受けた者が、前記各県の収載台帳に収載されている品目の範囲内で、取扱い品目の追加又は変更を行う場合は、改めて取扱い品目の追加又は変更申請を行う必要がないものとする。
 - (2) 取扱い品目の一括指定を受けた者が許可更新申請をする際は、許可更新申請書の「備考」欄に「〇〇県配置家庭薬品目収載台帳のとおり」と記載することによって、更新許可後も一括指定を受けたものとする。

4 施行年月日

平成 15 年 4 月 1 日

5 その他

一括指定を受けた配置販売業者は、各県の収載台帳を常に把握し、実際に取り扱う品目について、品目番号、名称及び製造業者名を記載した一覧表を作成する等、その取扱いに留意すること。

なお、収載台帳から削除された品目については、速やかに回収する等取り扱うことがないように十分注意すること。

(別添) 富山県配置販売業事務取扱要領 (略)